

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しに係る
委員意見（第1回懇話会・書面意見）及びその対応等

資料5-1

1 「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しについて

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
1	女性	女性については、世界的な「MeToo」運動を受け、性暴力被害の申し出を真摯に受け止められる体制づくりを強化すべき。	書面	平成30年3月に「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設し、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して、性暴力被害を受けた方へ、被害直後から一元的かつ総合的な支援（医療的支援、相談・カウンセリング等心理的支援等）を提供している。 また、警察では全国共通の性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」を運用しているほか、適性を有する女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定し、性犯罪被害者の心情に配慮した適切な対応に努めている。
2	女性	10年いろいろなことが進んできている。進んでいる反面、女性に関しての差別はまだまだ課題が大きくある。いろいろな国や県の取り組みなども、法律的なことも含めて書き換えていかなければいけないですし、課題が大変多いということで、もう少し書き込んでいただければいい。	会議	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（H27.9月制定）に関する記述を追加（第2章2(1)）
3	女性	職場の男女共同参画推進のために、男性の家事育児介護参加はスタンダード（当たり前）に移行するべく施策を希望する。	書面	県内の企業経営者等を対象とした仕事と生活の調和に関するセミナーや、大学生を対象とした男性の家事・育児参画や女性の活躍推進に関する出前講座を開催しており、引き続き必要な施策を推進してまいりたい。
4	女性、子ども	すべての保育士及び管理職を含めた教員への、DV・デートDV研修の実施を希望する。 ・ DVについて正しく知ること、子どもがDV家庭で育つ影響を減らす取り組みが、学校等で可能となる。 ・ 子どものいじめの背景に、家庭内のDVやマルトリートメントが潜んでいることが多い	書面	教職員に対する研修について、「教職員に対する研修等の充実」（第3章1(5)②）で記述。 なお、県では、教員等のためのDV防止啓発講座（年1回）、若者のためのデートDV予防啓発出前授業（年10回）を実施している。また、来年度予定している富山県DV対策基本計画の改定の際に、DV予防啓発に向けた効果的な方法を検討してまいりたい。 マルトリートメントに関しては、「子ども」の項目において、児童虐待について記述している（第2章2(2)、第4章2）
5	女性、子ども	女性と子どもの貧困に対応してほしい。	書面	「女性の貧困」については、「富山県民男女共同参画計画（第4次）」（平成30年3月策定）において、『生活上の困難を抱えた女性等への支援』についての記載が有り、 ・ひとり親等に対しては、求人情報の提供や講習会の実施などの「就労支援」、児童の学習支援などの「生活支援」、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付などの「経済的支援」等の施策を総合的に推進。 ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、その自立を促進するため、それぞれの状況に応じ、生活困窮者自立支援法に基づく「就労」、「家計改善」、「住居確保」など包括的な支援を行う。 「子どもの貧困」については、子どもの貧困対策計画を子育て支援・少子化対策条例に基づく「かがやけとやまっ子みらいプラン」（平成27年3月策定）とあわせて位置づけており、「教育の支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」等にできる限り総合的に取り組んでいるところである。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
6	女性、子供、犯罪被害者等	保護者のDV、生徒のDV、虐待、性暴力、いじめが発覚した時に、戸惑わずに対応できるよう、研修実施と専門機関との連携構築を望む。	書面	<p>DV対策については、来年度予定している富山県DV対策基本計画の改定の際にDV予防啓発に向けた効果的な方法を検討してまいりたい。また、関係機関・団体との連携を図るため、DV対策連絡協議会を開催しており、引き続き連携を強化してまいりたい。</p> <p>性暴力等については、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」において、学校や児童相談所など他の相談機関と連携を図りながら相談対応を行っています。</p> <p>特に未成年者への被害防止を図るため、センターの紹介カードを県内の全中学1年生に配布しています。</p> <p>またワンストップの委託先NPO法人が実施する性暴力や性虐待の早期発見に向けた教職員向け研修や小中学校向けの性教育講座について補助しています。</p> <p>虐待については、教員、保育士、児童委員等、各関係機関別に児童虐待対応の研修を実施している。今年度は、各関係機関がスムーズに連携できるよう虐待防止ハンドブックを作成・配布予定。</p> <p>警察では、少年補導員等による少年補導Step・Up研修会、富山県少年サポートネットワーク会議、児童相談所との連絡会議、児童虐待関係機関合同研修会、要保護児童対策地域協議会、富山県いじめ問題対策連絡会議等の会議や研修を通じて各種事案（DV事案、いじめ事案等）の対応要領の周知・浸透を図っている。また、各種事案に対しては、各市町村、児童相談所、女性相談センター、各学校、教育員会等の関係団体と緊密に連携して対応している。</p>
7	女性、犯罪被害者等	若年女子の居場所、一時保護やステップハウス等、分かりやすい相談先が県内にない。SNSからの性暴力や性産業につながることを防ぐために必要。	書面	<p>県内には保護機能を持つ民間シェルターはないが、女性相談センターや市町村の相談窓口、民間団体で相談を受け付けている。相談窓口の周知に努めてまいりたい。</p> <p>性暴力等に関しては、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」において、学校や児童相談所など他の相談機関と連携を図りながら相談対応を行っている。</p> <p>特に未成年者への被害防止を図るため、センターの紹介カードを県内の全中学1年生に配布している。</p> <p>またワンストップの委託先NPO法人が実施する性暴力や性虐待の早期発見に向けた教職員向け研修や小中学校向けの性教育講座について補助している。</p>
8	子ども	加害する児童生徒への関わり（支援）が不十分。一教員任せにするのではなく、系統立てて取り組んで欲しい。	書面	「学校としての取組の点検・評価」の中で記述（第3章1(3)）
9	子ども	幼稚園、保育所の方で、今、認定こども園が県内でもできていることから、このあたりの記載の仕方も変えていかなければならない。	会議	認定こども園の記載を追加（第3章1(1)④）
10	子ども	新たに子どもの貧困ということもここ数年で大きく問題になってきている。例えば福祉という内容もこの中に出てくるので、その辺についても少し記載していただければいいかなと思っています。	会議	県では、子どもの貧困対策計画を子育て支援・少子化対策条例に基づく「かがやけとやまっ子みらいプラン」（平成27年3月策定）とあわせて位置づけており、「教育の支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」等にできる限り総合的に取り組んでいるところである。
11	子ども	「いじめに関する定義」、「虐待への対応」、「子どもの貧困」、「体罰」等の子どもをめぐる課題が多様化しています。それに応じた内容にしていく必要があります。	書面	<p>「いじめに関する定義」、「虐待への対応」については、「子ども」の項目で記述（第2章2(2)、第4章2(3)）。</p> <p>「子どもの貧困」については、子どもの貧困対策計画を子育て支援・少子化対策条例に基づく「かがやけとやまっ子みらいプラン」（平成27年3月策定）とあわせて位置づけており、「教育の支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」等にできる限り総合的に取り組んでいるところである。</p>

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
12	子ども、犯罪被害者等	<p>発達に応じた、保育所から高等教育機関までの人権教育（自分の権利を守り、他人の権利を奪わない）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児への自分のからだ（プライベートゾーン）を大切にする教育 ・ 小学生へのコミュニケーションセミナー（嫌なことをされた時に「やめて」「いや」を言う・言われたらその行為を止める） ・ 小学校高学年生・中学校1年生への性交の同意と性暴力予防啓発 ・ 中学生以上へのDV、デートDV予防啓発 	書面	<p>「幼（保）・小・中・高・特別支援学校の連携による人権教育の推進」において、発達の段階に即した人権教育について記述（第3章1(2)）</p> <p>なお、性暴力等に関しては、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」において、学校や児童相談所など他の相談機関と連携を図りながら相談対応を行っている。</p> <p>特に未成年者への被害防止を図るため、センターの紹介カードを県内の全中学1年生に配布している。</p> <p>また、ワンストップの委託先NPO法人が実施する性暴力や性虐待の早期発見に向けた教職員向け研修や小中学校向けの性教育講座について補助している。</p>
13	高齢者	<p>高齢者の施策の中で、これだけ高齢化が進んで皆さん長生きする時代になって、多くの人が認知症になるということが言えると思います。</p> <p>認知症の人というのはそういうハンディを持っている人であって、個人としてはきちんと人格を持った1人の人間として尊重すべきだという考え方だろうと思います。1人の人格を持った人を尊重するというのは人権の根本だと思いますので、そういった意味からも、ぜひ高齢者の方に認知症対策を入れていただきたい。</p>	会議	認知症施策推進大綱について記述（第2章2(3)）
14	高齢者	<p>高齢者については、今後の長寿化を見通した認知症への理解寄り添い。</p>	書面	認知症施策推進大綱について記述（第2章2(3)）
15	障害者	<p>資料4の19ページの「障害者」について、精神障害に関して、障害者に対する福祉サービスが充実という施策の方向と、就労の拡大というのが書いてありますが、実は一番今も残っている人権にも関わる問題として、治療の場面での人権差別がある。長期入院だとか隔離収容型の精神科医療という現状がありますが、そこには立ち入ることができないのか。実態把握というか、それへの対応ということ。</p>	会議	<p>精神科医療の状況については、県の精神科病院の実地指導（訪問）において、入院患者が外部との連絡をとることを不要に制限していないか確認している。今後も人権に配慮した医療が提供されているか、確認に努めてまいりたい。</p>
16	障害者	<p>「第1章 基本的な考え方」について 障害者権利条約（2014.1月批准）に基づく権利や新しい概念について理解を図る。この条約をもとに社会を変えていく方向を明記する。</p>	書面	<p>障害者権利条約について、国連総会での採択から国内の批准に至るまでの過程に関する記述を盛り込んだ。（第1章1(2)ア、第2章2(4)）</p>
17	障害者	<p>「第2章 2. (4)障害者」について 法的に障害者福祉の一元化をうたいながら、精神障害者には、JR等の交通運賃割引や医療費助成などの差別があり是正を課題とすること。</p>	書面	<p>JR等運賃の割引きについては、各企業において決定しているもの。航空会社においては、精神を割引きの対象とするところも増えてきている。</p>
18	障害者	<p>「第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進」について 精神疾患は思春期に発病が多く、中学生から正しい理解と対応について教育が必要である。</p>	書面	<p>「学校における人権教育」の項目で、「悩みを受け入れる相談体制の充実」を記述（第3章1(5)①）</p>
19	障害者	<p>「第4章 重要課題への対応」について 精神障害者が働き続けやすい環境（仕事内容や仕組み）をつくり理解を広める啓発課題</p>	書面	<p>「障害者」の項目において、精神障害者を含む障害者が働き続けやすい環境整備について記述（第4章4(5)）</p> <p>なお、障害者雇用推進員による企業訪問や企業の事例発表・見学会等の実施による周知・啓発のほか、障害者の短期の職場実習の実施による職場定着の促進などに努めている。</p>

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
20	障害者	精神障害者に対する強制入院や長期入院、身体拘束、隔離などを減らす課題	書面	精神保健福祉法により、本人の同意に基づかない強制入院等については、指定医の資格を持つ者の診察により実施され、身体拘束等の行動制限については、最も制限の少ない方法により実施されている。また、これらの実施状況については、毎年、県内全精神科病院について実地で確認するとともに、必要に応じて指導している。
21	障害者	精神医療は、入院医療中心から地域ケアシステムへの流れになりつつあり、その方向を大きくしていくために、専門家、行政、ボランティア等の地域連携による地域生活支援を進めることを働きかける。	書面	30年度より、地域包括ケアシステム構築支援事業を行い、各圏域でのケアシステムを推し進めるための取り組みを行っている。また、地域移行を推し進めるための人材の育成を行っている。
22	障害者	資料4の47ページの上から中ほどに「特殊教育諸学校」と書いてあるが、これは特別支援学校のことか。既に、全てがそのような表現になっている。 それから、一番下の方に「ノーマライゼーション」というのがあるが、この考え方は一般的だとは思いますが、既にインクルージョンという考え方になってきているのではないかと。	会議	「特殊教育諸学校」については、「特別支援学校」に修正。 「ノーマライゼーション」は、障害のある人の置かれている生活条件や生活環境といった社会環境の現状やあり方に焦点を当てて問題をとらえようとする考え方。「インクルージョン」は、その対象者を障害のある人だけではなく、社会的に排除されている又は排除される可能性のある全ての人にも拡大しようとする考え方であり、その意味では「ノーマライゼーション」の延長線上にある考え方であると言えます。本年3月に策定した「富山県障害者計画（第4次）」の基本理念である「年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる『とやま型地域共生社会』の構築」もこの考え方に沿ったものです。
23	障害者	まちづくりについて、ユニバーサルデザインという考え方になっている。障害であっても要配慮者に配慮した、差別禁止条約も批准しており、解消法もできた。県条例もできた。そういったところを見直していただければ。	会議	「ユニバーサルデザインのまちづくり」の推進に関する記述を盛り込んだ（第4章4(4)）。
24	障害者	国連の条約に批准した「障害者差別禁止条約」や国連の提唱するSDGsの17の目標及び169のターゲットの観点も考慮に入れていただきたい。	書面	「持続可能な開発目標(SDGs)」に関する記述を追加（第1章1(1)オ）
25	障害者	・法令の他に、重要な県条例があります。 「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」（差別解消法と比べて、一部上乘せ規定していること） 「富山県手話言語条例」 ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」	書面	「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」及び「富山県手話言語条例」の施行に関する記述を盛り込んだ（第2章2(4)）。 また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の二本柱である「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインのまちづくり」に関する記述も盛り込んだ（第4章4(1)及び(4)）
6	障害者	基本計画の見直しに関すること p48(5)「権利擁護の推進」に追記するポイント ・障害者差別解消法や県条例の普及啓発による、差別解消と合理的配慮の提供 ・障害者虐待防止法の趣旨徹底と、擁護者への支援体制の推進	書面	「障害者差別の解消」及び「合理的配慮」に関する記述並びに障害者虐待防止法に基づき設置している「富山県障害者権利擁護センター」に関する記述を盛り込んだ（第4章4(2)）。
27	HIV感染者等	HIV感染者について いわゆる「いきなりエイズ」（HIV感染時点ではなく、エイズを発症したことで感染に気づくこと）の方がいらっしゃる現状であり、積極的な対応が必要である。	書面	HIVの感染の早期発見に向け、HIV感染症・エイズに関する正しい知識の普及啓発及び厚生センター等におけるHIV検査・相談体制の充実を図っており、引き続き取り組んでいく。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
28	犯罪被害者等	<p>性犯罪に関する刑法がH29に改正されており、重大な人権侵害である「性暴力・性犯罪問題」について、重要課題として位置付け取り組むことを希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力・性犯罪は重大な人権侵害であるという意識づくり ・性暴力・性犯罪に関する誤った言説を正す啓発 ・被害に遭われた方が安心して相談支援を受けられる環境づくり ・性暴力・性犯罪を許さない社会づくり ・性交と同意についての教育 	書面	<p>「犯罪被害者等」が課題項目として記載されており、「性暴力・性犯罪問題」については、この課題として整理し、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設(平成30年3月)し、相談体制の充実に取り組んでいる旨追記した。(第2章2(7))</p> <p>学校における性に関する指導については、心のつながりや命の尊厳も重視し、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえて、保護者や地域の理解を得ながら、適切に推進する。</p> <p>また、警察では全国共通の性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」を運用しているほか、適性を有する女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定し、性犯罪被害者の心情に配慮した適切な対応に努めている。さらに、警察本部等には被害者支援専用車両を配備し、大規模警察署等には性犯罪被害者等支援室を設置し、プライバシーの確保等に配慮している。</p> <p>性暴力・性犯罪を許さない社会づくりについては、警察本部刑事部捜査第一課に専門的知識を有する幹部警察官を性犯罪捜査指導官として配置し、具体的な指導等を行うとともに、適性を有する女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定し、事案の実態に即した適切な対応に努めている。</p>
29	犯罪被害者等	性暴力・性犯罪を取り上げることに 関する記述を追加	書面	「性暴力・性犯罪問題」については、「犯罪被害者等」の項目に含まれると認識しており、平成30年3月から「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」を開設し、相談体制の充実に取り組んでいることを記述(第2章2(7))
30	同和問題	インターネット上に部落の地名一覧が流出 しまして、もう誰でも自由に見ることが できるような状況になりました。部落問題は 完全に全国区の世界になってしましまして、 全国で一番すさまじい差別が行われている 基準で富山県の部落も見られる。これまで の同和問題等の取り組みとは、もう一度視 点を変えた取り組みが必要になってくるこ とは確かだと思っております。	会議	「部落差別の解消の推進に関する法律」(H28.12月)施行に関する記述を追加(第2章2(8)、第4章8)
31	アイヌ	アイヌに関して、アイヌに関しては新しい 法律がこの4月にできました。古い法律の方 は、その新しい法律が成立したことによっ て廃止されたので、それを踏まえてほしい。	会議	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が2019(平成31)年4月に制定されたことと併せて旧法律の廃止も明記(第2章2(9))。
32	外国人	外国ルーツの子どもたちへの教育の権利を 保障するという観点で、前回の計画にはな い。全国的に不就学、不登校の状態に陥っ ている外国人の子どもたちがたくさんいる。 不就学をなくす取り組みであるとか、就学 の機会だけではなくて教育の中身そのもの を保障するための日本語支援や学習支援。	会議	「外国人」の項目において、「外国人も暮らしやすい地域づくり」の中で記述(第4章10(2))
33	外国人	高校入試の在り方について、高校入試のい ろいろな措置、特別措置や特別枠とか、す ごく地域間格差ができていて、富山県は 残念ながら高いレベルではない。彼らの教 育を受ける権利を奪っている状況。富山 県に来たばかりに、進学できないという 状況が起きているので、それを人権の計 画で、ぜひ課題として取り上げてほしい。	会議	「外国人」の項目において、「外国人も暮らしやすい地域づくり」の中で記述(第4章10(2)) なお、各中学校においては、進路説明会や個人面談などの機会を捉えて、外国人生徒とその保護者に高校進学の意味などについて周知に努めている。その際、日本語の資料や説明だけでは十分に伝わらないことから、5か国語によるパンフレットやDVDを作成するとともに、ホームページにも掲載している。高校入学者選抜の際には、外国人特別措置として検査問題の漢字にふりがなを付すといった配慮を行っている。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
34	外国人	教育の中身に関して、富山県は多文化共生のプランを作っていますが、教育の充実みたいな感じのほわっとした言い方をしている、教育委員会のいろいろなプランも、外国人児童生徒の教育の充実というほわっとした言い方をしている。そうではなく、本当に権利を守っていくのだ、保障していくのだという強い意思を、このプランで示していったら、その中身を詰めていけるようにできれば。	会議	「外国人」の項目において、「外国人も暮らしやすい地域づくり」の中で記述（第4章10(2)）
35	外国人	「外国人」という言い方ですが、外国ルーツとか外国につながる子どもという言い方がいい。日本語が全然できなくて、日本語指導が必要な児童生徒でも、日本国籍を持っている子もかなりの数がある。外国人という言い方をしてしまうとその子たちは対象から漏れてしまう。例えば大阪ではそういう子どもたちを引くために「渡日生」という言い方をしたりしている。	会議	外国籍の子どもを外国人児童生徒と表記しているが、日本語指導が必要な児童生徒については、これまでも帰国児童生徒も含め、国籍によらず状況の把握に努めている。
36	外国人	外国人技能実習生だけではなくて、外国人を雇う企業であるとか仲介業者、ブローカーに対する人権教育の取り組みも必要なのではないか。	会議	「外国人」の項目において、「相互理解を深めるための啓発活動等の推進」の中で記述（第4章10(1)） なお、技能実習法に係る中部地区地域協議会において、技能実習制度の適正化に向けた中部地区での課題の共有や取組方針の協議・決定及び関係機関と連携強化を図るほか、関係団体において監理団体への講習会を行うなど、外国人受入の適正化に努めている。
37	外国人	性的少数者、障害も持つ人たち、女性、高齢者、これは全部外国人という中で、例えば外国人で性的少数者、外国人で障害を持っている人とクロスする。 言葉の壁があって、そういう人たちが駆け込む場所がなかなかなく、いろいろな機関、相談機関があると思うが、そういうところで例えば通訳と連携してそういうところに行けるとか、パンフレットは多言語化するだとか、そういう形であってほしい。	会議	「外国人」の項目において、「外国人も暮らしやすい地域づくり」の中で記述（第4章10(2)） なお、県では、今年度、「富山県外国人ワンストップ相談センター」を開設したほか、外国人対応が多い県の窓口等に多言語自動翻訳機を設置するなど、相談体制の充実・強化を図っているところ。今後とも、関係機関と連携して、外国人の方からの様々な相談へのニーズに対応できるよう努めてまいりたいと考えている。
38	インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害について スマートフォンや携帯電話の普及に伴って、匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権侵害が特に青少年を中心にますます大きな問題になっており、使用にあたってのルールやマナー等の子どもの頃からの教育の必要性について言及する。	書面	「インターネットによる人権侵害」の中で記述（第4章12）
39	性的指向、性自認	女性の問題も性的マイノリティの問題も、今、「SOGI」という言葉が出てきていると思うのですが、そういった大きな枠組みで構えていくのも一つだと思う。男性は男性で、男性なのだからこうしなさいと言われて苦しんでいる人もいます。そういうことも引くために、もっと大きく考えていくべき。	会議	「性的指向、性自認」の課題項目において、性の多様性に関する周囲の理解が不足している背景について「男女の区分や異性愛を前提とした社会のなかで」と記述（第2章2(13)）。
40	その他	自立支援に関して、ホームレスのことだけ書いてあったが、今、引きこもりがすごく多いのが問題になっています。 外国人関係で言えば、家族滞在のビザで、小さいころから育っている子たちがいる。そういう子たちが就労制限があって自立できないような形になっている。でも、その子たちは今更国へ帰れない。日本で自分を形成してきているので、日本で生きていきたいと思っているのに自立できないという状況がある。そういう子たちの支援も自立支援に含めていただきたい。	会議	ひきこもりに関して、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における対応を追記（第2章2(14)）

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
41	その他	<p>労働問題に関して、取り組むべき問題のその他の中に職種に関して差別をしないみたいなことをさらっと書いてあるにとどまる。最近、女性だけではなくて男性も含めて、そして外国人はもうほとんどですが、非正規雇用がすごく増えている。</p> <p>そういう雇用形態に関する差別や、差別的取り扱いをなくすような取り組みも含めて考えるのであれば、労働問題に関する差別の撤廃、なくすという項目があってもいい。</p>	会議	<p>正規雇用を条件とした合同企業説明会や各種セミナーを開催するほか、女性・高齢者・障害者・外国人材などの多様な人材が意欲や能力に応じて活躍できるよう要請するなど、職場環境の整備に努めています。</p>
42	人権教育・啓発	<p>職場における、パワハラ及びセクハラなどに代表されるハラスメント教育の推進。特に自前で啓発講座を実施するのが難しい中小企業に対して、何か施策があるとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や労務管理者向けの研修、相談窓口などハラスメントを起こさない・起きてても重症化させないための取り組みが必要。女性活躍のためにも実施が望まれる。 	書面	<p>ハラスメント対策については、富山労働局においてセミナーの実施等の対応がとられている。また、富山労働局の雇用環境・均等室、県においても労働相談ダイヤル等において、ハラスメント等の相談窓口が開設されている。</p>
43	人権教育・啓発	<p>(資料4) 37ページの人権教育のところ で、人権に関わりの深い職業に対して人権教育ということとその実態はどうなのか。特に消防署員とか警察官とか医療機関などでは、特に障害の場合ですと、障害特性を理解してもらって合理的配慮が大事なところなのですが、うちの団体としてはいろいろ訪問して、警察、交番、派出所、県内を全部回って冊子を渡して理解啓発に努めるという活動もしておりますので、実態はどうなのか。</p> <p><書面意見> 具体的に、消防職員、警察官の場合、医療機関などで、どのような人権教育がなされているのか、教えていただきたい。 医療機関などにおいても、障害特性の理解啓発と合理的配慮の提供が大事。</p>	会議 ・ 書面	<p>別添【資料5-2】「消防、警察、医療機関での人権教育の状況について」のとおり</p>
44	人権教育・啓発	<p>基本計画の見直しに関すること p 31 (教育) ・「心のバリアフリー」の観点を盛り込む</p>	書面	<p>「学校における人権教育」の中で記述(第3章1) また、「障害者」の項目の「障害及び障害のある人」に対する理解の促進においても、心のバリアフリー教育の推進について記述(第4章4(1))</p>

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
45	人権教育・啓発	<p>職場における課題、労働問題（ハラスメント、障害者差別など）について、平成19年以降の法律改正も踏まえた内容に修正していただきたい。</p> <p>主な改正は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正（平成29年1月1日から、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置、いわゆるマタハラ対策が義務化。さらに、令和元年6月の改正法公布により、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策が強化） ・労働施策総合推進法の改正（令和元年6月の改正法により、パワーハラスメント対策が法制化） ・障害者雇用促進法（障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務。平成28年4月から） ・その他、女性活躍推進法の改正、正規社員と非正規社員との不合理な待遇差の禁止、障害者法定雇用率の引き上げ、改正雇用対策法による募集・採用における年齢制限の禁止、改正高年齢者雇用安定法による65歳までの継続雇用） 	書面	「企業に対する人権啓発」について、ご意見を踏まえ修正（ハラスメント対策について記載）（第3章4）
46	人権教育・啓発	（第3章 4）企業に対する人権啓発に関しては、上記の平成19年以降の法改正内容も踏まえた取り組みを検討していただきたい。	書面	「企業に対する人権啓発」について、ご意見を踏まえ県施策を記述（第3章4）。
47	人権教育・啓発	職場におけるハラスメント等に関する相談窓口として、労働局の総合労働相談コーナーを追記していただきたい。	書面	「企業に対する人権啓発」に、相談窓口が開設されている旨記載（第3章4）。
48	人権教育・啓発	資料6の、人権問題の解決に向けて力を入れればよいというところをよく見ると、人権に関する教育の充実とか、教員がしっかりと人権意識を持つという割合が高い。この課題があるということは、教育機関においてもさらなる指導の充実や教職員の意識を、指導についての意識も、教職員の自身の意識も高めていかなければならない。	会議	「教職員に対する研修等の充実」の中で記述（第3章1(5)②）
49	人権教育・啓発	<p>この10年間の間に学校現場で変わったことといえば、学習指導要領が改訂している。それで、33ページのあたりに、ご指摘のあった特殊教育というものが特別支援教育に変わったということがありました。また、例えば道徳が教科化されているので、32、33ページの記載の仕方をまた少し工夫していかなければならない。</p> <p>道徳科については、その中で思いやりの心や福祉の心などを指導するとても重要な教科である。</p>	会議	<p>「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に名称を改めた（第3章1(2)）。</p> <p>「道徳」を「特別の教科 道徳」と改めた（第3章1(1)）。</p>
50	人権教育・啓発	<p>10年間教育界においては、次のことが新しくなりました。</p> <p>(1) 新学習指導要領による学習が始まっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳は教科となりました。 <p>(2) 特殊教育→特別支援教育と名前が変わりました。</p> <p>表記の方法を変えていく必要があります。</p>	書面	<p>「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に名称を改めた（第3章1(2)）。</p> <p>「道徳」を「特別の教科 道徳」と改めた（第3章1(1)）。</p>

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
51	計画全般	基本計画の概要版に人権擁護に関する相談窓口のリストがあるが、 法務局では、 みんなの人権 110番 0570-003-110 子どもの人権 110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810 を設けています。 これらの番号も追加していただきたい	書面	基本計画の概要版を作成する際に、追加するよう検討してまいりたい。
52	計画全般	時代性に即した記述を盛り込んでほしい。	書面	現計画が策定された平成19年3月以降の国の法令、計画、本県の条例、計画等の制定、改正等も踏まえ見直し案を作成
53	計画全般	総花的にするよりも、メリハリを利かせることを意識したほうが、メッセージ性が高まる。	書面	人権やそれに係る課題については、優劣をつけることは難しく、また、基本方針という位置づけ上、ある程度羅列的に記述する必要がある。
54	計画全般	基本計画の項目は、多分、法務省のページを見ても同じ課題が挙がっている。もちろん国も掲げている課題で重要な課題とは思いますが、富山県の実態をもう少しつぶさに把握して、富山県独自というか、そういった色を出すこともあってほしい。	会議	各課題項目については国との整合性を図りつつ、各課題への対応において、富山県として必要な施策を検討してまいりたい。
55	計画全般	人権教育・啓発に関する基本計画について、皆さん県民があまり知らないことが多いのではないのか。 人権教育は全ての人に人権があり、小中学校のお子さん、高校生、いわゆる高齢者、私たちみたいに子育て中の人、いろいろな方々に本当に浸透するようになっていただきたい。子どもの教育からこういう人権というものを、やはり早く身に付けていただきたい。 なかなかこういう文章を、読まない方もいっぱいおられるので、マスコミ、テレビ等で流していただくとか、悪いことをネットで流すのではなくして、いいことを流していただくとか、おのおのの人権を知らしめ、また、学ぶという人権教育の県になってほしい。	会議	新しい基本計画に基づき、人権教育・啓発の施策を推進してまいりたい。
56	計画全般	現計画に基づくこれまでの取り組みについての検証が必要と考える。成果及び今後の課題について事務局から資料の提供を求めたい。 なお、本会は、計画に取り組みを検証する仕組みを盛り込むのが望ましいと考えている。	書面	本基本計画は、本県が推進する様々な諸施策に対し、人権尊重の理念に基づく基本方針としての性格を有するもの(第1章4)。また、具体的な施策の検証については、県が個別に策定している計画等に基づいて、評価・検証がなされる。 なお、計画に基づく取り組みについては、第1回懇話会で、「『富山県人権教育・啓発に関する基本計画』」に基づく人権関連施策(令和元年度)(資料5)を配布させていただいた。
57	計画全般	計画の着実・効果的な実施のために数値目標の設定が必要と考える。数値目標を設けている他府県自治体の計画で、どのような数値目標を掲げているか、事例を明らかにしたい。 【参考】他府県の自治体の計画では、計画の実施に関し、(1)常設の人権審議会等(以下、単に「審議会」)を設置し、毎年の取り組み実績を報告・審議するもの、(2)計画に数値目標を設けているもの、そして(1)と(2)のいずれも盛り込んでいるものが見られるが、当県では常設の審議会が設置されていないため、数値目標を掲げることを提案しているもの。	書面	本基本計画は、本県が推進する様々な諸施策に対し、人権尊重の理念に基づく基本方針としての性格を有するもの(第1章4)。数値目標については、個別に策定している計画等において設定される。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
58	計画全般	現計画には「人権に関する県民意識調査」の結果が掲載されているが、掲載されているのは結果のみであり、その調査結果から抽出された今後の課題の言及はないが新計画では盛り込むべきと考えている。このため、各設問についてどのような結果が浮かび上がっているのか、事務局から資料の提供を求めたい。	書面	各個別課題ごとに主な人権問題の現状と課題について、調査結果も踏まえ記述している。(第1章2(1)～(14))
59	計画全般	新計画では、現計画に言及のない「地域に根ざした啓発資料の作成」や「人材育成」の視点を盛り込むことが望ましいと考えている。	書面	人権教育及び人権啓発の推進について、学校、地域や家庭、人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育について記述しており、啓発資料については、それぞれの教育、研修等活動の状況に応じた資料が提供される。

2 懇話会について

		主な意見概要	意見時点	対応等
60	懇話会	セクハラ、パワハラなど問題はいっぱい出るのですが、やはり女性だけで話をしていてもなかなか解決への手立てがみつからない。女性の問題は女性が話し合うのではなく、男性も女性もいろいろな人が話し合っ、解決への道を見つけていかなければいけないといつも感じています。 それは女性の問題だけではなくて、他の障害者の問題でも、何でもそうだと思うが、障害のある人だけが考えていくのではなくて、みんなで考えていかなければいけないことだと思うことが多い。 女性の問題も皆さんで考えられるような機会が、この会議であつたらいい。	会議	この懇話会には、様々な分野から有識者の方に委員としてご参加いただいております。ご意見のとおり、それぞれの課題に対し、様々な分野からご意見をいただける機会だと考えております。 それぞれの分野、立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。 また、今後、パブリックコメント等により県民の方々からの意見をうかがう機会も予定しています。

3 県民意識調査について

		主な意見概要	意見時点	対応等
61	調査	調査票について、外国人住民も読めるよう、全部を多言語化するの難しいかもしれないが、例えば易しい日本語で書くとか、漢字に振り仮名を振るとか、そういう配慮が必要。そうすれば、外国人住民だけでなく、例えば知的障害を持っている方々にも答えやすくなる。	会議	次回調査の際に考慮してまいりたい。
62	調査	意識調査は5年ごとに継続して調査を実施しているのであれば、基本的な動向について前回の比較だけではなくて、経年的な、長期的な傾向をつかむ必要がある。例えば人権についての考え方について重要とか重要でないとか、人権侵害の経験、人権侵害の内容。次回にでも経年的なものを教えていただけるといい。	会議	人権に関する意識調査は、定期に実施していない。前回は平成26年3月、その前は平成16年3月に報告書が取りまとめられており、現計画にその調査結果の一部が記載されている。
63	調査	この調査が5年に1回行われているということですが、最近の人権感覚の進展とか、法律や仕組みの変動の早さなどを踏まえると、調査の期間は本当に5年に1回でいいのかなという気がする。もう少しスパンを短めにして細かく把握していくことがあってもいい。	会議	人権に関する調査としては、全国レベルの調査として「人権擁護に関する世論調査(内閣府)」が5年毎に実施。他都道府県レベルでの人権に関する調査についても、定期的実施しているところでは、概ね5～10年の間隔で実施しているところが多い状況。 ※他県の状況(H29.12月兵庫県調査) 5年毎:16団体、10年毎:5団体、4年:1団体、6年:1団体、不定期:10団体、実施していない:9団体、未回答:5団体